

## 岡山県貨物自動車運送業支援金のご案内

燃料価格高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者の負担を軽減し、事業継続を図るため、支援金を交付します。

### 概要

- 対象者：県内に営業所を有する下記の事業者
  - ・一般貨物自動車運送事業者
  - ・特定貨物自動車運送事業者
  - ・貨物軽自動車運送事業者
- 交付額：車両1台につき
  - ・普通自動車 12,000円
  - ・小型自動車 3,000円
  - ・軽自動車 2,000円
- 交付要件：①令和5年12月1日時点で県内の営業所に配置し、申請日時点において継続的に事業に使用している事業用自動車（霊きゅう自動車、被けん引自動車、二輪車を除く。）  
②自動車登録番号標が県内ナンバーの車両であること。

### 申請について

- 受付期間：令和6年2月1日（木）から令和6年6月28日（金）17時まで  
※予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。
- 申請方法：郵送又は持参  
申請書類は、岡山県トラック協会のホームページからダウンロードをしてください。（添付書類は申請書内でご確認ください。）  
申請書類・添付書類はA4サイズの片面印刷でご提出ください。  
同一法人又は個人事業主からの申請は、原則1回限りといたします。
- 申請・問合せ先：一般社団法人岡山県トラック協会 総務課  
〒700-8567 岡山市北区青江1-22-33  
電話 086-234-8211（平日8:30～17:00）

詳しくは、[岡山県トラック協会ホームページ](https://okayama-ta.or.jp)  
<https://okayama-ta.or.jp> をご確認ください

